

7月は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険税

☎ 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険税は、前年中の所得、今年度の固定資産税およびご加入いただいている人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。

今年度より普通徴収(納付書による現金納付または口座振替)の納期が変更になります。年税額を第1期から第9期に振り分けて賦課させていただきます。特別徴収(年金からの天引き)は変更ありません。4、6、8月分を差し引いた残りを、10、12、翌年2月分に振り分けて賦課させていただきます。

(※)40歳以上65歳未満の方のみ

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額 (円)
医療給付費分	5.0(A)	18.7(B)	22,000	22,000	630,000
後期高齢者支援金分	1.6(C)	3.8(D)	8,000	6,000	190,000
介護納付金分(※)	1.2(E)	2.5(F)	8,000	6,000	170,000
合計	7.8	25.0	38,000	34,000	990,000

納税通知書の内容についてご確認ください。

◎令和2年度に納める年税額は？

国民健康保険税の計算例：夫婦(共に40歳以上)と子ども2人のモデルケース

【平成31年中(令和元年中)の所得(夫のみ)は300万円(※)、令和2年度固定資産税(夫所有)は10万円の場合】(※)所得：各種控除前の総所得額

- 所得割(A)の出し方 267万円[300万円-33万円(基礎控除)]×税率[5.0/100]=133,500円
- 資産割(B)の出し方 10万円×税率[18.7/100]=18,700円
- 所得割(C)の出し方 267万円[300万円-33万円(基礎控除)]×税率[1.6/100]=42,720円
- 資産割(D)の出し方 10万円×税率[3.8/100]=3,800円
- 所得割(E)の出し方 267万円[300万円-33万円(基礎控除)]×税率[1.2/100]=32,040円
- 資産割(F)の出し方 10万円×税率[2.5/100]=2,500円

(*)100円未満切捨 (単位：円)

	所得割	資産割	均等割(1人当たり×人数分)	平等割(1世帯当たり)	小計
医療給付費分	133,500(A)	18,700(B)	22,000×4人=88,000	22,000	262,200
後期高齢者支援金分	42,720(C)	3,800(D)	8,000×4人=32,000	6,000	84,500(*)
介護納付金分	32,040(E)	2,500(F)	8,000×2人=16,000	6,000	56,500(*)
世帯年税額(合計)					403,200

後期高齢者医療保険料

☎ 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎052(955)1223
保険年金課 ☎(55)7119

後期高齢者医療保険料は、被保険者本人の前年所得をもとに計算します。

◎保険料の納付方法について

- ①特別徴収(年金からの天引きによる納付)
- ②普通徴収(納付書または口座振替による納付)
※「納付書」が同封されている方は、口座振替になっておりません。
納付書での納付をお願いします。
- ③普通徴収および特別徴収
納付方法は3種類あります。
ご自身の納付方法は、保険料決定通知書に付属の「納入通知書」でご確認ください。

◎保険料の算出方法

保険料は①所得割額と②均等割額の合計です。(上限は64万円です)
①所得割額=賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率(9.64%)
②均等割額=48,765円
※賦課のもととなる所得金額=前年(令和元年)中の総所得金額-33万円

◎後期高齢者医療保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度では、財政運営期間は2年間とされており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率の改定が行われました。

平成30・令和元年度の保険料率	令和2・3年度の保険料率
所得割率 8.76%	所得割率 9.64%
均等割額 45,379円	均等割額 48,765円

職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者であった方(元被扶養者)は、**保険料の被保険者均等割額を加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。なお、当分の間、すべての元被扶養者の方に所得割を課しません。**

◎所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

被保険者均等割額の軽減(一人当たり軽減額)
世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合	
	令和2年度	令和3年度
33万円以下の世帯	7.75割(37,793円軽減)	7割(34,136円軽減)
上記の世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得なし)	7割(34,136円軽減)	
33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	5割(24,383円軽減)	
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	2割(9,753円軽減)	

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※収入の状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

※所得金額の合計が33万円以下の方を対象とした軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設(平成20年度)から当面の暫定措置として実施されてきましたが、世帯間の公平を図る観点なども踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に制度本来の仕組み(7割軽減)に戻すこととされています。